

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 8 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 31 号

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 28 年新潟市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（仕事と生活の両立支援）

第 9 条の 2 育児又は介護を行う教育職員の両立支援制度の利用については、勤務時間条例第 19 条の 2 から第 19 条の 4 までの規定を準用する。この場合において、勤務時間条例第 19 条の 2 第 2 項中「規則」とあるのは、「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、次の各号に掲げる規定（この条例による改正後の新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 9 条の 2 において準用する規定をいう。）の例により、それぞれ当該各号に定める措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、当該各号の規定により講じられたものとみなす。

（1）新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 19 条の 2 第 2 項 同項各号に

掲げる措置

(2) 新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の3第1項 同項に規定する措置

(3) 新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の4 同条各号に掲げる措置